

令和7年11月25日  
企画課

### 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

#### 1 指定概要

##### (1) 施設概要

###### 1 名称

道の駅なるさわ

###### 2 沿革

平成7年 8月 竣工

###### 3 所在地

山梨県南都留郡鳴沢村字ジラゴンノ8532-63

###### 4 施設の規模等

名 称	構造・面積等	備 考
物産館	延床面積 435.829 m <sup>2</sup> 建築面積 585.961 m <sup>2</sup>	第一期工事分 398.109 m <sup>2</sup> 倉庫増築工事 37.72 m <sup>2</sup>
インフォメーション館	延床面積 341.856 m <sup>2</sup> 建築面積 490.96 m <sup>2</sup>	
トイレ	延床面積 126.679 m <sup>2</sup>	
第1駐車場	7,000 m <sup>2</sup>	
第2駐車場	1,977 m <sup>2</sup>	
第3駐車場	2671.18 m <sup>2</sup>	
緑化木展示場	125.41 m <sup>2</sup>	
警備所	延床面積 16.37 m <sup>2</sup>	

##### (2) 指定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

### （3）指定管理者候補者の概要

名称：笛吹農業協同組合

所在地：山梨県笛吹市八代町南 5 6 1

## 2 指定の経緯

令和 7 年 8 月 1 日 申請受付開始

令和 7 年 9 月 30 日 申請締め切り

令和 7 年 10 月 14 日 指定管理者選定委員会の開催

令和 7 年 11 月 7 日 指定管理者候補を決定

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等による指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

## 4 委員会構成員

- ・[学識経験者] 菊地 淑人（山梨大学准教授）
- ・[学識経験者] 田中 敦（山梨大学教授）
- ・[村の職員] 渡辺 厚子（鳴沢村教育委員会教育長）
- ・[村の職員] 渡邊 英博（総務課長）
- ・[村の職員] 小林 昌信（振興課長）
- ・[その他村長が必要と認める者] 渡辺 次男（鳴沢村第一区長）

## 5 非公募方式採用について

### （1）非公募とする理由

本施設は、ふじさん出荷組合を中心とした農産物の直売所があり、現在の指定管理者が地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮する。

### （2）根拠法令

鳴沢村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 19 年 12 月条例第 26 号）第 5 条第 3 項

## 6 選定基準

1 指定管理者としての適正		
(1) 施設の設置目的及び村が示した管理の方針		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 村が示した管理運営の基本方針と申請団体が提案した基本方針とが合致しているか</li> <li>➢ 施設の設置目的及び特徴にふさわしい維持管理・運営の考え方及び手法となっているか</li> </ul>		様式 2-1-1 様式 2-1-2
(2) 安定的な運営が可能となる経理的基盤		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 団体の財務状況は健全か</li> <li>➢ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か</li> </ul>		様式 2-13
2 管理運営計画の適確性【有効性】		
(1) 第4ステージの取組としての事業内容及び期待される効果		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の特性を活かした観光資源の開発や、地域住民との連携について具体的な手法は適切か、また実現性はあるか</li> <li>➢ 地域のニーズに応じた新たな施策について具体的な手法は適切か、また実現性はあるか</li> <li>➢ 道の駅と地域の観光施設や商業施設との連携について具体的な手法は適切か、また実現性はあるか</li> <li>➢ デジタル技術を活用した情報発信について具体的な手法は適切か、また実現性はあるか</li> <li>➢ 冬季の集客、売り上げの確保について具体的な手法は適切か、また実現性はあるか</li> <li>➢ 飲食の提供について、観光客と地元住民に支持される要素があるか</li> </ul>		様式 2-3-1 様式 2-3-2 様式 2-3-3 様式 2-3-4 様式 2-3-5 様式 2-3-6
(2) 多様な主体と連携するための具体的手法及び期待される効果		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「道の駅」同士や民間企業、道路関係団体等との繋がりを面的に広げることによって、元気に稼ぐ地域経営の拠点として力を高めるとともに、新たな魅力を持つ地域づくりに貢献する考え方や具体的な手法は適切か、また実現性はあるか</li> </ul>		様式 2-4
(3) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施設を最大限に活かした利用拡大の方針と取組内容、利用促進、利用者増に関する目標（値）の設定は十分か</li> <li>➢ 広報計画の内容は実現性、継続性、独創性などにおいて適切か</li> <li>➢ 利用者の要望・意見を運営に反映する仕組みや、苦情への対応方針は適切か</li> </ul>		様式 2-5
(4) 施設利用者へのサービスを図るための具体的手法及び期待される効果		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ サービス向上のための取組内容は適切か</li> <li>➢ 保有する技術、手法及び経験等でアピールしたい事項の内容は評価できるか</li> </ul>		様式 2-6

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自動販売機等の設置方針は適切か</li> <li>➢ 接遇向上やその他の取組は適切か</li> <li>➢ 自主事業の提案内容は適切か</li> </ul>	
	(5) 地域団体等の連携による事業効果	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各地域団体等と連携した施設運営、地域活性化の取組について、効果的で、創意工夫があるか</li> </ul>	様式 2-7
2 管理運営計画の適確性【効率性】		
	(7) 収支計画の内容、的確性及び実現性	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業計画と収支、支出の積算の整合性は図られているか</li> <li>➢ 収支計画に具体的な収入の根拠や創意工夫、実現性はあるか</li> </ul>	様式 2-2-1 様式 2-2-2 様式 2-2-3 様式 2-2-4
	(8) 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本的な施設管理の方針及び重視するポイントは適切か</li> <li>➢ 清掃業務及び警備業務の内容は適切か</li> <li>➢ 施設維持管理業務及び維持修繕管理業務の内容は適切か</li> <li>➢ 駐車場の管理業務は適切か</li> <li>➢ 施設管理業務の遂行の点検、再委託業務のチェック方法、指導監督方法は適切か</li> <li>➢ 事故発生時の対応、避難誘導体制、防災訓練の計画、災害時の対応などの安全管理体制は適切か</li> <li>➢ 保険加入の対応方針は適切か</li> <li>➢ 維持管理の効率性についての考え方やアピールしたい事項の内容は評価できるか</li> </ul>	様式 2-9 様式 2-9-1 様式 2-10
2 管理運営計画の適確性【適正性】		
	(9) 安定的な運営が可能となる体制	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 職員の技術や能力育成に関する方針、研修計画は十分か</li> <li>➢ 個人情報保護に関する考え方や取扱いに関する考え方は適切か</li> <li>➢ 就業、給与、決裁及び会計等の取扱規定等または方針は適切か</li> <li>➢ 環境保全、感染症対策等についての考え方は適切か</li> <li>➢ 経営管理を行う上的人的配置計画は適切か</li> <li>➢ 職員の採用・確保の方策は適切か</li> </ul>	様式 2-12-1 様式 2-12-2
	(10) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 利用者の平等な利用確保を図るための方針、具体的手法は適切か</li> <li>➢ 施設の使用許可業務及び使用料の収受業務の内容は適切か</li> <li>➢ 施設全体の効率的な利用を図るための方針、具体的手法は適切か</li> </ul>	様式 2-11
--	--	---------

## 7 選定委員会における審査結果及び意見

別紙「意見書」のとおり

## 8 選定結果

村は、選定委員会の選定結果を参考に、笛吹農業協同組合を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「計画書」のとおり

### (2) 村における主な選定理由

現時点での駅運営に求められる知識や提案力については十分な適格性が見受けられないものの、前身の鳴沢村農業協同組合による長年の物販施設運営実績を踏まえ、今後の自主的な先進事例視察や取り組みの積み重ねにより、地域発展に貢献する道の駅として成長することが期待されます。これらを総合的に考慮し、笛吹農業協同組合を指定管理者として適当と判断しました。

以上